

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条―第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条―第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条―第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条―第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条―第一百十二条の三）</p> <p>第五章 特許異議の申立て（第一百三十三条―第二百二十条の六）</p> <p>第六章 審判（第二百一十一条―第一百七十条）</p> <p>第七章 再審（第一百七十一条―第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条―第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条―第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条―第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条―第二百四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条―第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条―第六十五条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十五条の二・第六十五条の三）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条―第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条―第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条―第一百十二条の三）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 審判（第二百一十一条―第一百七十条）</p> <p>第七章 再審（第一百七十一条―第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条―第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条―第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条―第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条―第二百四条）</p>

附則

(期間の延長等)

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第八八条第一項、第二百一十一条第一項又は第七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

第五条 (第一項略)

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

(未成年者、禁治産者等の手続をする能力)

第七条 (第一項から第三項まで略)

4 準禁治産者又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続を

附則

(期間の延長等)

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十六条(第六十三条第三項において準用する場合を含む。)、第八八条第一項若しくは第二項ただし書第一号、第二百一十一条第一項又は第七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十九条第三項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第五十六条に規定する期間を延長することができる。

第五条 (第一項略)

2 審判長又は審査官は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

(未成年者、禁治産者等の手続をする能力)

第七条 (第一項から第三項まで略)

4 準禁治産者又は法定代理人が相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

するときは、前二項の規定は、適用しない。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第一百二十条の四第二項若しくは第三百三十四条第二項の訂正若しくは第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

(第二項及び第三項略)

4 手続の補正(手数料の納付を除く。)をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならぬ。

(願書に添付した明細書又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の五まで及び第六十四条(第五十九条第二項及び第三項)第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第二百二十六条第一項の審判若しくは第三百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

(第二項及び第三項略)

4 手続の補正(手数料の納付を除く。)をするには、次条第二項(第十七条の三第四項及び第六十四条第四項(第五十九条第二項及び第三項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を除き、手続補正書を提出しなければならぬ。

(願書に添付した明細書又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本

達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第一百五十九条第二項（第七十四条第二項）において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

三 第二百一十一条第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

（第二項以下略）

（削除）

の送達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第一百五十九条第二項（第七十四条第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

三 第二百一十一条第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

（第二項以下略）

第十七条の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許

出願人は、第二百一十一条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定の理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正は次に掲げる事項を目的

とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

2| 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面））に記載した事項の範囲内においてしなればならぬ。

3| 第二百二十六条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4| 前条第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

（要約書の補正）

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日（第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月

（要約書の補正）

第十七条の四 特許出願人は、特許出願の日（第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月

二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。) 第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(4)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内を限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(訂正に係る明細書又は図面の補正)

第十七条の四 特許権者は、第二百二十条の四第一項及び同条第三項において準用する第六十五條の規定により指定された期間内に限り、第二百二十条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

21 第二百二十三條第一項の審判の被請求人は、第三百三十四條第一項、同條第五項において準用する第六十五條又は第三百五十三條第二項の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四條第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。) 第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(4)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十五条の二第一項において同じ。) から一年三月以内を限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(訂正に係る明細書又は図面の補正)

第十七条の五

11 第二百二十三條第一項の審判の被請求人は、第三百三十四條第一項、同條第五項において準用する第六十五條又は第三百五十三條第二項の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四條第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

31 第二百二十六条第一項の審判の請求人は、第五百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

（手続の無効）

第十八条 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第二百八条第一項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を無効にすることができる。

（第二項略）

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

（第二項以下略）

21 第二百二十六条第一項の審判の請求人は、第五百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

（手続の無効）

第十八条 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第二百八条第一項若しくは第二項ただし書第一号に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を無効にすることができる。

（第二項略）

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断し又は中止した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

（第二項以下略）

第二十四条 民事訴訟法第二百八条、第二百九条第一項、第二百十條、第二百十一條、第二百十二條第一項、第二百十三條から第二百十七條まで、第二百十八條第一項、第二百二十條、第二百二十一條及び第二百二十二條第二項（訴訟手続の中断又は中止）の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百十三條中「訴訟代理人」とあるのは「審査、特許異議ノ申立ニツイテノ審理及決定、審判又ハ再審ノ委任ニ因ル代理人」と、同法第二百十七條中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判長」と、同法第二百十八條第一項及び第二百二十一條中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判官」と、同法第二百二十條中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替へるものとする。

（特許証の交付）

第二十八條 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

（第二項略）

第二十九條の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他

第二十四条 民事訴訟法第二百八条、第二百九条第一項、第二百十條、第二百十一條、第二百十二條第一項、第二百十三條から第二百十七條まで、第二百十八條第一項、第二百二十條、第二百二十一條及び第二百二十二條第二項（訴訟手続の中断又は中止）の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百十三條中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又ハ再審ノ委任ニ因ル代理人」と、同法第二百十七條中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判長」と、同法第二百十八條第一項及び第二百二十一條中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判官」と、同法第二百二十條中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替へるものとする。

（特許証の交付）

第二十八條 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

（第二項略）

第二十九條の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他

の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同じの者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができな。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

第四十条 削除

の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出願公告若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同じの者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができな。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

（出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果）

第四十条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十七条の三第一項ただし書若しくは第三項又は第六十四条第一項ただし書若しくは第三項（第一百五十九条第二項及び第三項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第二項

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 (第一項略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。))に記載された発明を除く。))についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条(第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合

及び第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 (第一項略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。))に記載された発明を除く。))についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条(第五十二条第二項(第一百五十九条第三項(第七十四条第一項に

合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第二百二十六条第四項(第十七条の二第五項、第二百十条の四第三項及び第三百三十四條第五項において準用する場合を含む。)、同法第七條第三項及び第十七條並びに意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八條第一項の規定による優先権の主張又は第四十三條第一項若しくは第四十三條の二第一項若しくは第二項(同法第十一條第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)
(については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は

において準用する場合を含む。)及び第六十三條第三項において準用する場合を含む。)及び第六十五條の三第四項(第八十四條の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第二百二十六條第四項(第十七條の二第五項及び第三百三十四條第五項において準用する場合を含む。)、同法第七條第三項及び第十七條並びに意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八條第一項の規定による優先権の主張又は第四十三條第一項若しくは第四十三條の二第一項若しくは第二項(同法第十一條第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)
(については、当該特許出願について出願公告又は出願公開が

出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

(第四項略)

(出願の変更)

第四十六条 (第一項及び第二項略)

3 前項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(第四項以下略)

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならぬ。

(第二項略)

(優先審査)

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許

された時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

(第四項略)

(出願の変更)

第四十六条 (第一項及び第二項略)

3 前項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条第一項の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(第四項以下略)

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願及び特許異議の申立を審査させなければならぬ。

(第二項略)

(優先審査)

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後出願公告前に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願

出願に優先して審査させることができる。

(特許査定)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

を他の特許出願に優先して審査させることができる。

(出願公告)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

21 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を特許出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 出願公告の番号及び年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合していないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

(査定の方式)

第五十二条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ。

2| 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

5| 特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附屬物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

(出願公告の効果等)

第五十二条 特許出願人は、出願公告があつたときは、業としてその特許出願に係る発明の実施をする権利を専有する。

2| 第一百条から第一百六条までの規定は、前項の権利に準用する。

3| 出願公告後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百二十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき（更に第一百二十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在してゐたものとみなされたときを除く。）、又は第一百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、

第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

4| 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該特許出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。当該特許出願の願書に添附した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下

(削除)

により特許権の設定の登録の際における特許請求の範囲に記載された発明の範囲に含まれないこととなつた発明についてその権利を行使したときも、同様とする。

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

2) 前項の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3) 裁判所は、中止の理由が消滅したときその他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第二号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

(第二項以下略)

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第二号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

(第二項以下略)

(訴訟との関係)

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

21 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第五十五条から第六十三条まで 削除

(削除)

第五十四条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十四条第一項から第三項までの規定に違反しているものと査定前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

21 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による却下の決定に準用する。

(特許異議の申立て)

第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から三月以内に、特許庁長官に特許異議の申立てをすることができる。ただし、その特許出願が第三十六条第六項第四号若しくは第三十七条に規定する要件を満たしていないこと又はその特許出願が外国語書面出願である場合において、その特許出願の願書に添付した明細書若しくは図面についてした補正が第十七条の第三項に規定する要件を満たしていないことを理由としては、特許異議の申立てをすることができない。

21 特許異議の申立てをするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した特許異議申立書を提出しなければならない。

第五十六条 特許異議の申立てをした者は、前条第一項に規定する

(削除)

期間の経過後三十日を経過した後は、特許異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。

第五十七条 審査官は、特許異議の申立があつたときは、特許異議申立書の副本を特許出願人に送達し、相当の期間を指定して、答申書を提出する機会を与えなければならない。

第五十八条 審査官は、第五十六条の規定により特許異議申立書について補正をすることができる期間及び前条の規定により指定した期間が経過した後、その特許異議の申立について決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の決定があつたときは、決定の謄本を特許異議申立人に送付しなければならない。

4 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十九条 第四百四十六条、第四百五十条、第四百五十一条、第四百六十九条第三項から第六項まで及び第四百七十条の規定は、特許異議の申立の審査に準用する。

(削除)

(削除)

(削除)

第六十条 審査官は、第五十八条第一項の決定をした後、その特許出願について特許をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

(削除)

第六十一条 審査官は、二以上の特許異議の申立があつた場合において、一の特許異議の申立について審査した結果その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をすることとしたときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、他の特許異議の申立については、同項の決定をすることを要しない。

2 特許庁長官は、前項の規定により第五十八条第一項の決定をすることを要しないときは、その特許異議申立人に対し、拒絶をすべき旨の査定の謄本を送付しなければならない。

(特許異議の申立がなかつた場合の査定)

第六十二条 審査官は、第五十五条第一項に規定する期間内に特許異議の申立がなかつたときは、拒絶をすべき旨の査定をするものを除き、その特許出願について特許をすべき旨の査定をしなければならない。

(査定の方式)

第六十三条 査定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

2 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

(出願公告決定後の補正)

第六十四条 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十条の規定による通知を受けたとき、又は特許異議の申立てがあつたときは、同条又は第五十七条の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は特許異議の申立ての理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正は次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面(同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面))に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 第二百二十六条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第十七条の二第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

(削除)

第三章の二 出願公開

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

(第二項略)

3 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

(出願公開の効果等)

(訴訟との関係)

第六十五条 審査において必要があると認めるときは、審決が確定し、又は訴訟手続が完了するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第三章の二 出願公開

(出願公開)

第六十五条の二 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

(第二項略)

3 第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

(出願公開の効果等)

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、特許権の行使を妨げない。

4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき（更に第一百十二条の第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。）、第一百四十二条第二項の取消決定が確定したとき、又は第二百五条ただし書の場合を除き

第六十五条の三 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、当該特許出願の出願公告があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、第五十二条第一項（第一百五十九条第三項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第三項において準用する場合を含む。）の権利及び特許権の行使を妨げない。

特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5) 第一百一条、第一百四条及び第一百五條並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九條及び第七百二十四條（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその事実をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

（特許権の設定の登録）

第六十六條（第一項及び第二項略）

3) 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならぬ。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

- 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容

4) 第五十二條第三項及び第四項、第五十二條の二、第一百一条、第一百四条並びに第一百五條並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九條及び第七百二十四條（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該特許出願の出願公告前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四條中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該特許出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

（特許権の設定の登録）

第六十六條（第一項及び第二項略）

3) 前項の登録があつたときは、特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所、特許番号並びに設定の登録の年月日を特許公報に掲載しなければならぬ。

五 願書に添付した要約書に記載した事項

六 特許番号及び設定の登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなればならない。

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び第五十二条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分

金額

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び第六十三条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分

金額

第一年から第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年二万三百円に一請求につき二千円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき四千二百円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年八万二千円に一請求項につき八千四百円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年十六万二千四百円に一請求項につき一万六千八百円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年三十二万四千八百円に一請求項につき三万三千六百円を加えた額
第十九年から第二十一年まで	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額

第一年から第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年二万三百円に一請求につき二千円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき四千二百円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年八万二千円に一請求項につき八千四百円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年十六万二千四百円に一請求項につき一万六千八百円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年三十二万四千八百円に一請求項につき三万三千六百円を加えた額
第十九年から第二十一年まで	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額

第二十二年から 毎年百二十九万九千二百円に一請求項につ
第二十五年まで き十三万四千四百円を加えた額

(第二項以下略)

(特許料の納付期限)

第百八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(以下この項において「贈本送達日」という。)がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後であるとせば、その年の次の年から贈本送達日の属する年(贈本送達日から贈本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、贈本送達日の属する年の次の年)までの各年分の特許料は、贈本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

第二十二年から 毎年百二十九万九千二百円に一請求項につ
第二十五年まで き十三万四千四百円を加えた額

(第二項以下略)

(特許料の納付期限)

第百八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(次項ただし書第一号において「特許査定等贈本送達日」という。)から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる特許料は、それぞれ当該各号に掲げる期間内に一時に納付しなければならない。

一 出願公告の日から特許査定等贈本送達日までに三年以上を経過した場合における第四年から特許査定等贈本送達日の属する年(特許査定等贈本送達日から特許査定等贈本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、特許査定等贈本送達日の属する年の次の年)までの各年分の特許料は特許査定等贈本送達日から三十日以内

二 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の